

令和 3 年度

離島・S S 過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業

環境対応型石油製品販売業支援事業

ボーリング調査補助事業

申請者用手引書

令和 3 年 9 月改定

全国石油商業組合連合会

目 次

I . 事業の概要	
1. ボーリング調査補助事業について	2
2. 補助金を受けるための要件	2
3. 補助金の額	5
4. 補助金の申請から交付までの流れ	7
II . ボーリング調査補助事業を受けるに当たっての注意事項	8
III . 申請資格要件の確認	8
IV . 見積書の作成依頼	9
V . 調査業者に求める書類	12
VI . 申請書類の提出	12
VII . 実績報告書の提出	13
VIII . 「補助金額確定通知書」が届いたらやるべきこと	15
IX . 補助金の入金	15
X . その他の注意事項	15

I. 事業の概要

1. ボーリング調査補助事業について

給油所の敷地に一例として10メートル四方の区画を設定し、その全区画の土壌及び地下水をボーリング方式により採取し、それらの試料に含まれるベンゼン、鉛、及び油分の含有量等を調査する際に、その調査費用の一部を補助します。

2. 補助金を受けるための要件

①申請者

- ・ 撥発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品質確保法」という）第3条に基づく経済産業大臣の登録を受けている揮発油販売業者であること。
- ・ 中小企業者であること。
- ・ 申請給油所を運営している者であること。
- ・ 運営している給油所数が、品確法の登録上70給油所以下であること。
- ・ 申請給油所の営業を今後も続けること。
- ・ 申請書（様式1号）の「誓約書」に記載のある各事項に該当しないこと。

* 「中小企業者」とは、小売業にあっては資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社或いは常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人をいう。

卸売業にあっては資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社或いは常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人をいう。

ただし、以下のいずれにも該当しないこと。

①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。

②補助金の交付の申請時において、直近過去3か年分の課税所得額の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

②申請給油所

- ・ 品質確保法第3条に基づく経済産業大臣の登録を受けている給油所であること。

③補助対象要件

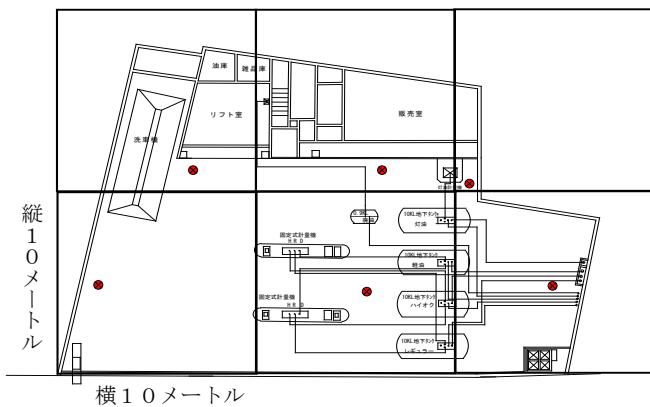
ボーリング調査の実施にあたっては、土壤汚染の疑いがあることを前提とする。

1) ボーリング採取箇所の設定

ボーリングを実施する箇所は、次のイロハのいずれかとすること。

イ 土壤汚染対策法施行規則第4条の試料採取等を行う区画の選定を準用して、例えば申請給油所を縦横10メートルの区画に区切り、その内建物等によりボーリング調査の障害となる場合を除き、全ての区画をボーリング調査箇所とすること。

なお、10メートル以下であれば、例えば縦横5メートルの区画を設定してもよい。



ロ 土壤汚染対策法施行規則第4条の試料採取等を行う区画の選定を準用して、例えば申請給油所を10メートルの区画に区切り、自己費用であらかじめ土壤汚染対策法施行規則第6条第2項第1号及び第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壤ガス調査に係る採取及び測定方法により土壤ガス調査を実施し、ベンゼンが検出された場合は、その検出された区画だけをボーリング調査箇所として絞り込むことができる。

ただし、ボーリングは絞り込んだ区画に1箇所だけとし、2箇所以上のボーリングは不可とする。

ハ 土壤汚染対策法施行規則第4条の試料採取等を行う区画の選定を準用して、例えば申請給油所を10メートルの区画に区切り、自己費用であらかじめ土壤汚染対策法施行規則第6条第3項第1号、第2号及び第4号の規定に基づく環境大臣が定める方法による土壤溶出量調査、第6条第4項第1号及び第2項の規定に基づく環境大臣が定める方法による土壤含有量調査を実施し鉛が基準値を超えて検出、或いは油分が検出された場合は、その区画だけをボーリング調査箇所として絞り込むことができる。

ただし、ボーリングは絞り込んだ区画に1箇所だけとし、2箇所以上のボーリングは不可とする。

2) 試料採取

ボーリングは、土壤汚染対策法施行規則第8条の土壤ガス調査により調査対象物質が検出された場合等における土壤の採取及び測定の方法、並びに油汚染対策ガイドラインに準じ、それぞれのボーリング箇所で次のとおり実施すること。

イ ベンゼンについては、表層の土壤、深さ50センチメートルの土壤、及び深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壤を採取すること。ただし、深さ10メートル以内に帶水層の底部がある場合は、その底部までを採取すればよい。

ロ 鉛については、表層の土壤、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤、及び深さ1メートルから5メートルまでの1メートルごとの土壤を採取すること。ただし、深さ5メートル以内に帶水層の底部がある場合は、その底部までを採取すればよい。

ハ 油分及び油臭・油膜については、深さ15センチメートルの土壤、深さ50センチメートルまでの土壤、及び地下水位より2メートル深いところまでの範囲で深さ1メートルごとの土壤を採取すること。ただし、地下水位より2メートル深いところまでの間に帶水層の底部がある場合は、その底部までを採取すればよい。

3) 試料

試料は採取した土壤と地下水とし、原則として土壤はベンゼン、鉛、油分、油臭及び油膜を分析し、地下水はベンゼン、鉛、油臭及び油膜分析する。

4) 土壤分析

土壤は、次に掲げる方法により検液を作成し、分析すること。

イ ベンゼンに関する検液の作成は、「土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」付表に定める方法に準じ、行うこととする。

ロ ベンゼンに関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法（平成15・3・6環告18号）」に準じ、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3、2に定める方法とする。

ハ 鉛溶出量調査に関する検液の作成は、「土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」付表に定める方法に準じて行うこと。

ニ 鉛溶出量調査に関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法（平成15・3・6環告18号）」に準じ、日本工業規格K0102の5.4に定める方法とする。

ホ 鉛含有量調査に関する検液の作成は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）」に準じ、行うこととする。

ヘ 鉛含有量調査に関する分析は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法（平成15・3・6環告19号）」に準じ、日本工業規格K0102の5.4に定める方法とする。

ト 油分調査に関する検液の作成及び分析は、「油汚染対策ガイドライン」資料3GC-FID法によるTPH試験法に準じ、行うこととする。

チ 油臭及び油膜に関する分析方法は、「油汚染対策ガイドライン」資料4の2.1に定める土壤の油臭の測定方法、3.1に定める土壤の油膜の測定方法とする。

5) 地下水分析

地下水は、次に掲げる方法により試料を採取し、分析すること。

イ 水の採取は、当該地点の水を適切に採取できる方法により行うこととする。ベンゼン、鉛を分析するための水はボーリング調査孔内の水の中央付近から採取し、油臭及び油膜を分析するための水はボーリング調査孔内の水の水面付近から採取する。

ロ ベンゼンに関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）」に準じ、工業標準化法に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法とする。

ハ 鉛に関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）」に準じ、日本工業規格K0102の5.4に定める方法とする。

ニ 油臭及び油膜に関する分析方法は、「油汚染対策ガイドライン」資料4の2.2に定める水の油臭の測定方法、3.2に定める水の油膜の測定方法とする。

6) 分析終了後、速やかに濃度計量証明書等を作成し、分析結果を提出すること。

④申請締切日

当該年度の12月最終営業日（※）までに全石連へ申請書類が不備なく届いていることが条件ですので、余裕を持って申請してください。

※申請受付順で順次手続きを進めますので、本補助金の交付を御希望の方は早めに申請ください。申請額が予算残額を超過した場合は、上記申請締切日に関わらず、予算残額を超過した日をもって申請受付を終了します。その場合、予算残額を超過した当日に本会及び石油組合で受け付けた申請については、抽選により交付決定を行います。抽選の結果、補助金を受けられない場合がありますので予めご了承ください。

⑤実績報告書提出締切日

補助事業が完了したとき（作業が終了して検査事業者に支払いが行われ、領収書を受領したとき）は、完了日から30日以内に実績報告書（様式10号）のご提出を厳守下さい。

また、最終提出日は当該年度の2月10日（全石連必着）です。

3. 補助金の額

①補助対象経費

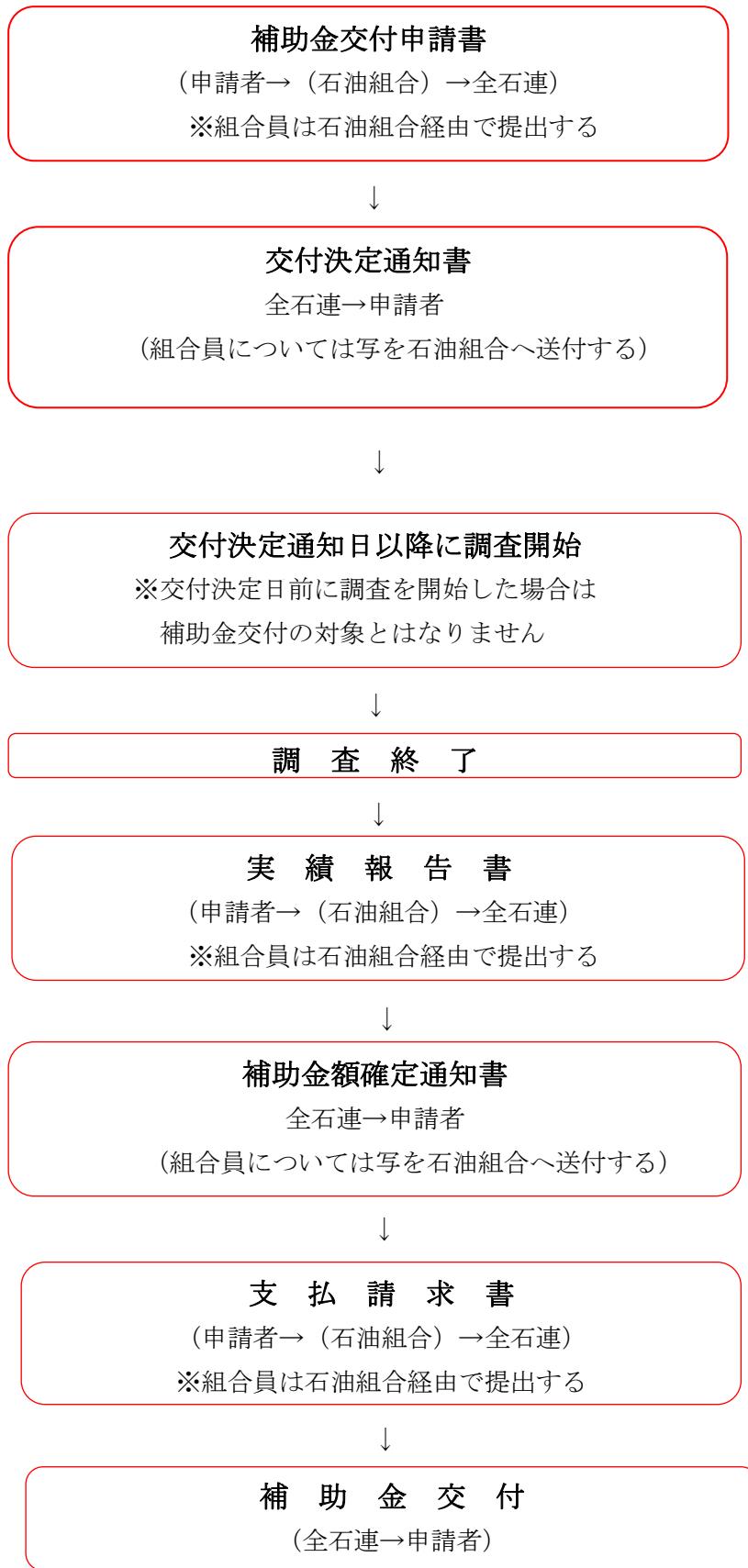
補助対象となる経費は、「消防申請納付金」、「ボーリング作業費」、「試料採取費」、「分析費」、「濃度計量証明書等作成費」ですので、調査見積書で確認します。

なお「人件費」、「諸経費」、「本社経費」、「交通費」などは対象外経費です。

②補助金の額

補助金の額は補助対象経費の合計額、または基準単価により算定した経費の合計額のいずれか低い額（上限200万円）の3分の1（最大666,666円）となります。（円未満切捨て）

4. 補助金の申請から交付までの流れ



II. ボーリング調査補助事業を受けるに当たっての注意事項

1. 見積もりは、2社以上の調査業者から求めて下さい。
 2. 全石連では申請内容を添付書類で確認し、交付決定通知書を交付します。申請者は交付決定通知書を受領してから調査を開始して下さい。
交付決定を受ける前に調査を開始した場合は、補助金が交付されませんので十分注意して下さい。
 3. 補助金は、申請者が所要の代金を支払ったことを確認してから交付します。補助金を受けてから代金を支払うことはできませんので十分注意して下さい。
- 4. ボーリング調査の結果、土壌に含まれるベンゼン、鉛の含有量が国の基準値を超える場合は、法律、条令等に従い、適切に対応してください。**
- 油分が検出された場合は「油汚染対策ガイドライン」などを参考に対応してください。**

III. 申請資格要件の確認

申請するためには、申請者の資格、申請給油所の資格、補助金を受けるための要件がありますので、次の手順に従って確認して下さい。

Q 1. 申請するあなたは、品質確保法の登録揮発油販売業者ですか？

- はい ⇒ 『Q 2へ進んで下さい』
 いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 2. 申請するあなたは、中小企業者ですか？（中小企業者の定義は2ページ参照）

- はい ⇒ 『Q 3へ進んで下さい』
 いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 3. 申請するあなたは、申請給油所の運営者ですか？

- はい ⇒ 『Q 4へ進んで下さい』
 いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 4. 申請給油所は、現在品質確保法の登録を受けている給油所ですか？

- はい ⇒ 『Q 5へ進んで下さい』
 いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 5. 申請給油所を今後も営業しますか？

- はい ⇒ 『Q 6へ進んで下さい』
 いいえ ⇒ 『申請できません』

Q 6. 申請書（様式1号）の「誓約書」に記載のある各事項に該当しませんか？

- いずれにも該当しません ⇒ 『Q 7へ進んで下さい』
- 該当する事項があります ⇒ 『申請できません』

Q 7. 2～5ページに記載されている補助対象要件に適合するようにボーリング調査を実施しますか？

- はい ⇒ 『申請資格がありますので、IVへ進んでください。』
- いいえ ⇒ 『申請できません』

IV. 見積書の作成依頼

1. 当該補助事業の請負事業者の資格は、次の①～④の通りです。2社以上の見積書を提出して下さい。

- ①土壤汚染対策法に基づく指定調査機関
- ②計量法に基づく計量証明登録事業者（他社へ委託可）
- ③消防法に基づく甲種又は乙種第四類危険物取扱免状取得者
- ④以下に該当しないこと

本会が実施する補助事業に関し、不正又は不誠実な行為を行い本会から処分を受けた者（社）で、その執行を終えた日から2年を経過しない者（社）

2. 選定した2社以上の調査業者に対し、調査期間や調査の段取り（調査の開始は全石連からの交付決定通知書が届いた後に可能となること）等、調査に関する諸条件を明確にし、どの調査業者にも同様の見積もり条件になるように指示して下さい。

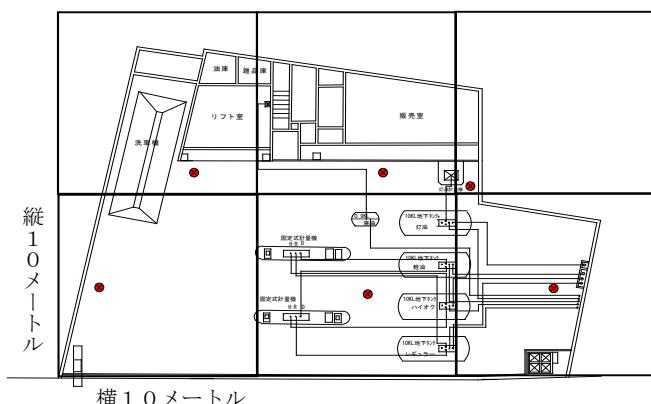
3. 見積もり条件

1) ボーリング採取箇所の設定

ボーリングを実施する箇所は、次のイロハのいずれかとすること。

イ 土壤汚染対策法施行規則第4条の試料採取等を行う区画の選定を準用して、例えば申請給油所を縦横10メートルの区画に区切り、その内建物等によりボーリング調査の障害となる場合を除き、全ての区画をボーリング調査箇所すること。

なお、10メートル以下であれば、例えば縦横5メートルの区画を設定してもよい。



ロ 土壤汚染対策法施行規則第4条の試料採取等を行う区画の選定を準用して、例えば申請給油所を10メートルの区画に

区切り、自己費用であらかじめ土壤汚染対策法施行規則第6条第2項第1号及び第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壤ガス調査に係る採取及び測定方法により土壤ガス調査を実施し、ベンゼンが検出された場合は、その検出された区画だけをボーリング調査箇所として絞り込むことができる。

ただし、ボーリングは絞り込んだ区画に1箇所だけとし、2箇所以上のボーリングは不可とする。

ハ 土壤汚染対策法施行規則第4条の試料採取等を行う区画の選定を準用して、例えば申請給油所を10メートルの区画に区切り、自己費用であらかじめ土壤汚染対策法施行規則第6条第3項第1号、第2号及び第4号の規定に基づく環境大臣が定める方法による土壤溶出量調査、第6条第4項第1号及び第2項の規定に基づく環境大臣が定める方法による土壤含有量調査を実施し、鉛が基準値を超えて検出あるいは油分が検出された場合は、その区画だけをボーリング調査箇所として絞り込むことができる。

ただし、ボーリングは絞り込んだ区画に1箇所だけとし、2箇所以上のボーリングは不可とする。

2) 試料採取

ボーリングは、土壤汚染対策法施行規則第8条の土壤ガス調査により調査対象物質が検出された場合等における土壤の採取及び測定の方法及び油汚染対策ガイドラインに準じ、それぞれのボーリング箇所で次のとおり実施すること。

イ ベンゼンについては、表層の土壤、深さ50センチメートルの土壤、及び深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壤を採取すること。ただし、深さ10メートル以内に帶水層の底部がある場合は、その底部までを採取すればよい。

ロ 鉛については、表層の土壤、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤、及び深さ1メートルから5メートルまでの1メートルごとの土壤を採取すること。ただし、深さ5メートル以内に帶水層の底部がある場合は、その底部までを採取すればよい。

ハ 油分及び油臭・油膜については、深さ15センチメートルの土壤、深さ50センチメートルまでの土壤、及び地下水位より2メートル深いところまでの範囲で深さ1メートルごとの土壤を採取すること。ただし、地下水位より2メートル深いところまでの間に帶水層の底部がある場合は、その底部までを採取すればよい。

3) 試料

試料は採取した土壤と地下水とし、原則として土壤はベンゼン、鉛、油分、油臭及び油膜を分析し、地下水はベンゼン、鉛、油臭及び油膜分析する。

4) 土壌分析

土壤は、次に掲げる方法により検液を作成し、分析すること。

イ ベンゼンに関する検液の作成は、「土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」付表に定める方法に準じ、行うこととする。

ロ ベンゼンに関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法（平成15・3・6環告18号）」に準じ、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法とする。

ハ 鉛溶出量調査に関する検液の作成は、「土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」付表に定める方法に準じて行うこと。

ニ 鉛溶出量調査に関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める土

土壤溶出量調査に係る測定方法(平成15・3・6環告18号)」に準じ、日本工業規格K0102の5.4に定める方法とする。

ホ 鉛含有量調査に関する検液の作成は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第19号)」に準じ、行うこととする。

ヘ 鉛含有量調査に関する分析は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法(平成15・3・6環告19号)」に準じ、日本工業規格K0102の5.4に定める方法とする。

ト 油分調査に関する検液の作成及び分析は、「油汚染対策ガイドライン」資料3GC-FID法によるTPH試験法に準じ、行うこととする。

チ 油臭及び油膜に関する分析方法は、「油汚染対策ガイドライン」資料4の2.1に定める土壤の油臭の測定方法、3.1に定める土壤の油膜の測定方法とする。

5) 地下水分析

地下水は、次に掲げる方法により試料を採取し、分析すること。

イ 水の採取は、当該地点の水を適切に採取できる方法により行うこととする。ベンゼン、鉛を分析するための水はボーリング調査孔内の水の中央付近から採取し、油臭及び油膜を分析するための水はボーリング調査孔内の水の水面付近から採取する。

ロ ベンゼンに関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法(平成15年環境省告示第17号)」に準じ、工業標準化法に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)K0125の5.1、5.2又は5.3、2に定める方法とする。

ハ 鉛に関する分析方法は、「土壤汚染対策法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法(平成15年環境省告示第17号)」に準じ、日本工業規格K0102の5.4に定める方法とする。

ニ 油臭及び油膜に関する分析方法は、「油汚染対策ガイドライン」資料4の2.2に定める水の油臭の測定方法、3.2に定める水の油膜の測定方法とする。

6) 分析終了後、速やかに濃度計量証明書等を作成し、分析結果を提出すること。

※見積もり段階では、土壤等のサンプル数が不明確ですので、最大サンプル数で見積もってください。

4. 選定した2社以上の調査業者に対し、見積書の他、次の①②の書類を徴求して下さい。

①土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書

②計量法に基づく計量証明事業登録証

※見積り依頼をした事業者で計量証明事業登録の資格がない場合は、分析委託先の計量証明事業登録証の写しと、分析委託先の見積書を提出して下さい。

5. 選定した2社以上の調査業者からの見積もりで品質と価格を競争させ、最も安価であった調査業者に発注して下さい。

ただしこの時点では、交付決定を受けていないので、ボーリング調査を開始すると補助金が

交付されませんので十分注意して下さい。

V. 調査業者に求める書類

見積競争の結果、調査を発注する業者から次の書類を求めて下さい。

①ボーリング調査平面図（試料採取するボーリング箇所の平面図）・・・・・・9ページ参照

②作業工程表

③調査を発注する業者の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書写し

※見積もり段階で入手しておいて下さい。

④調査を発注する業者の計量法に基づく計量証明事業登録証写し

※発注先調査業者で計量証明事業登録の資格がない場合は、分析委託先の計量証明事業登録証の写しと、分析委託先の見積書を提出して下さい。

⑤消防法に基づく甲種又は乙種第四類危険物取扱取得者の免状の写し

VI. 申請書類の提出

申請書類の提出先は、申請給油所が所在する都道府県石油組合または全石連です。

なお、申請の締め切りは当該年度の12月最終営業日（※）ですが、最終営業日までに全石連へ申請書類が不備なく届いていることが条件です。

※申請受付順で順次手続きを進めますので、本補助金の交付を御希望の方は早めに申請ください。

申請額が予算残額を超過した場合は、上記申請締切日に関わらず、予算残額を超過した日をもって申請受付を終了します。その場合、予算残額を超過した当日に本会及び石油組合で受け付けた申請については、抽選により交付決定を行います。抽選の結果、補助金を受けられない場合がありますので予めご了承ください。

A. 申請給油所の品質確保法の給油所の登録書類

*次のいずれかの書類を揃えて下さい。

- (ア) 申請給油所の「揮発油販売業（変更）登録申請書」の写しと「揮発油販売業（変更）登録通知書」の写し
- (イ) 申請給油所の「生産揮発油品質維持計画終了日（変更）認定申請書」写しと「生産揮発油品質維持計画終了日（変更）認定書」写し（いずれも有効期限内のもの）
- (ウ) 上記以外の同様の内容を証明する書類

B. 中小企業者であることを証明する以下の書類

① 資本金の額又は出資の総額で証明する場合

商業登記簿謄本写し（申請日より3ヶ月以内のもの）

② 従業員数で証明する場合

法人・・・給与所得等の源泉所得税領収証書の写し（直近の領収印のあるもの）

個人・・・給与所得等の源泉所得税領収証書の写し（直近の領収印のあるもの）

所得税青色申告決算書写し（前年度分で税務署の受付印があるもの）等

*卸売業として申請する場合は上記書類と併せて、卸売業の証明書（以下等）を添付。「生産揮発油品質維持計画認定変更にあたっての申請前流通経路及び申請後流通経路証明並びに品質維持誓約書」写し、または「揮発油の品質確保に関する契約書」写し（いずれも有効期間内のもの）を添付してください。

③ 申請者が法人の場合、「みなし大企業」（2ページ「*中小企業者とは」に記載の①または②に該当する者）でないことを証明する以下の書類

法人税確定申告書（別表1）……………直近過去3か年分

同族会社等の判定に関する明細書（別表2）…………直近

C.（別紙）ボーリング調査補助事業

D. 見積書（2社以上・原本）

見積書の作成依頼を行った調査業者の見積書を揃えて下さい。

E. 発注先調査業者の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書の写し

F. 発注先調査業者の計量法に基づく計量証明事業登録証の写し

※発注先調査業者で計量証明事業登録の資格がない場合は、分析委託先の計量証明事業登録証の写しと、分析委託先の見積書を提出して下さい。

G. 発注先調査業者の消防法に基づく甲種又は乙種第四類危険物取扱取得者の免状の写し

H. 競争見積もり先の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書の写し

I. 競争見積もり先の計量法に基づく計量証明事業登録証の写し

※競争見積もり先で計量証明事業登録の資格がない場合は、分析委託先の計量証明事業登録証の写しと、分析委託先の見積書を提出して下さい。

J. ボーリング調査平面図（試料採取するボーリング箇所の平面図）

K. 作業工程表

L. 土壤汚染の疑いがあることを証明する書類。（以下のいずれか）

①土壤表層調査等を実施し、ボーリング箇所を絞り込む場合は、「調査結果報告書」

②上記以外で土壤汚染の疑いがあることを証明できる書類。（地下タンク法定点検の結果報告書、漏えい検査管採取物調査の結果報告書等）

*全石連では申請書の内容を確認し、交付決定を行っております。「交付決定通知書」を受理後、調査を行ってください。（分析を委託する場合、受託事業者は交付決定後に「委託契約等」を行ってください。）

VII. 実績報告書の提出

用意した実績報告書（様式10号）と添付書類は申請給油所が所在する都道府県石油組合または全石連へ提出して下さい。

補助事業が完了したとき（作業が終了して検査事業者に支払いが行われ、領収書を受領したとき）は、完了日から30日以内に実績報告書（様式10号）のご提出を厳守下さい。

また、最終提出日は当該年度の2月10日（全石連必着）です。

実績報告書添付書類

①（別紙1）、（別紙2）ボーリング調査補助事業

②調査代金請求書写し

③調査代金を支払ったことを確認するための振込依頼書写し、又は領収書写し

*他の支払金と一括での支払いの場合は全石連が求める証憑類が必要となります。

*金融機関からの振込手続きで、代金支払額から送金手数料を差引いた場合は、調査業者への代金支払額が値引き扱いとなります。

従いまして補助金の額が減額されますので、ご注意ください。（送金手数料は、補助金の対象にはなりません）

*金融機関のオンライン振込システムを利用して支払った場合は、金融機関に振込処理を行った際の一覧表を印刷したもの。（振込日、振込先、振込人、振込金額、振込手数料等のわかるもので振込が行われた日以後のものを印刷してください。）

調査請負業者へ支払ったことを確認する書類ですので、鮮明にコピーして下さい。

また、消防納付金が補助対象となっている場合は、消防納付金の領収書を提出して下さい。

*手形や小切手による支払いの場合は、手形や小切手の写し及び決済されたことが分かる書類（当座勘定照合表等）をご提出ください。また、回し手形による支払いについては補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

④消防機関に提出した書類として

①「危険物施設変更許可申請書・仮使用承認申請書」写し（変更内容がわかるもの）

②「変更許可証・仮使用承認書」写し

③「危険物取扱所完成検査申請書」写し

④「危険物施設完成検査済証」写し

又は、消防の受付印がある「提出資料」写し

⑤1) ベンゼン、鉛の「濃度計量証明書」、2) 油分を分析した「調査結果報告」、3) 油臭・油膜の「調査結果報告」を添付した「調査報告書」（分析を委託した場合は「委託契約書」（又は「発注書・受注書」）の写し）

⑥調査写真

・カラー写真で印刷して下さい。（白黒は不可）

・撮影用のホワイトボード等に、申請者名、給油所名、試料を採取しているボーリング箇所の番号、採取物、撮影日付、調査業者名を記載して、調査内容がわかるように撮影して下さい。
なお、電子小黒板は不可です。

また水を採取し、油臭・油膜を調査する場合は、調査箇所が明確になるように撮影して下さい。

*全石連では実績報告書類の内容を確認して最終的な補助金の金額をお知らせする「補助金額確定通知書」を送付します。

VIII. 「補助金額確定通知書」が届いたらやるべきこと

送付された「補助金額確定通知書」の金額を確認して下さい。

調査代金の値引きや、申請した調査内容と異なる調査を実施した場合は交付決定通知書に記載されている金額から減額されます。

「支払請求書」に必要事項を記入の上、申請給油所が所在する都道府県石油組合または全石連へ速やかに提出して下さい。

IX. 補助金の入金

全ての手続きが終了してから、概ね2ヶ月～3ヶ月以内に補助金が交付されます。

X. その他の注意事項

補助金の申請書及び実績報告書等は5年間の保管義務があります。

この間、国に対し提出を求められることがありますので、大切に保管ください。